

平成28年度  
第1回 関市公共交通活性化協議会  
議案書

平成28年6月22日（水）午後2時  
わかくさ・プラザ学習情報館 3階 3-2研修室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成28年6月22日出席者名簿)

任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日

	区 分	氏 名	所 属 及 び 職 名	代理出席者	
1	学識経験者	福 本 雅 之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員		
2	事業者代表	山 田 芳 喜	社団法人岐阜県バス協会 専務理事		
3		武 藤 行 儀	岐阜乗合自動車(株) 取締役グループ管理部長	光 村 克 巳	グループ管理部 次長
4		山 田 善 章	(株)ドライビングサービス 業務部長		
5		成 田 和 夫	岐阜交通(株) 取締役業務部長	石 井 靖 治	代表取締役
6		佐々木 綱 行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長		
7	市民・ 利用者代表	遠 藤 俊 三	関市自治会連合会 会長		
8		澤 井 基 光	関市社会福祉協議会 会長	欠席	
9		石 井 和 典	関市老人クラブ連合会 会長		
10		粟 倉 元 臣	関商工会議所 副会頭		
11		岡 田 英 賢	関市PTA連合会 (小金田中学校PTA会長)		
12		金 城 淑 子	関市女性連絡協議会 副会長		
13	岐阜運輸支局	二 輪 昭 宏	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官		
14	運転手組合代表	鷺 見 高 志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長		
15	岐阜県公共交通課	大城戸 克 之	岐阜県 都市建築部 公共交通課長	柴 田 裕 子	公共交通課 地域交通係長
16	道路管理者	野 田 純 大	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長		
17		河 村 雅 美	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路維持課長		
18	関警察署	桐 山 眞 一	関警察署 交通課長		
19	関 市	中 村 繁	関市 副市長 (会長)		
20		桜 田 公 明	関市 企画部長 (幹事長)		
21		坂 井 英 一	関市 建設部長		

## 次 第

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

議案第1号 平成27年度事業報告

議案第2号 平成27年度決算及び会計監査報告について

議案第3号 平成28年度事業計画（案）について

議案第4号 平成28年度予算（案）について

議案第5号 関市地域公共交通網形成計画策定について

議案第6号 生活交通確保維持改善計画について

議案第7号 関市デマンド乗合タクシーの営業所移転について

### 4 その他

### 5 閉会

第2回は8月上旬を予定しています。

## 議案第1号

### 平成27年度事業報告

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通ネットワーク計画の策定に関する協議及び、利用促進事業を行いました。

- 1 バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に、小学生4年生以上を対象とした「小・中学生関シティバスの乗車体験事業」を実施しました。（7月17日～8月31日）

#### 平成27年度 小・中学生関シティバスの乗車体験利用実績

	関シティバス (定時定路線)	デマンドバス	デマンドタクシー	計
小学生	1,012人 (-334人)	21人 (+14人)	11人 (+11人)	1,044人 (-309人)
中学生	996人 (+277人)	14人 (+13人)	0人 (±0人)	1,010人 (+290人)
計	2,008人 (-57人)	35人 (+27人)	11人 (+11人)	2,054人 (-19人)

( ) は昨年比

- 2 関市デマンド乗合タクシーの本格運行に向けて、利用者データの集計、分析を行うとともに、9月には利用者アンケート、下有知、小瀬、広見の3地域での意見交換会を開催しました。

本格運行については、平成27年度第2回関市公共交通活性化協議会で承認をいただき、平成28年4月1日より本格運行を開始しました。

資料 1 関市デマンド乗合タクシー利用実績 (H27. 10～H28. 3)

議案第2号

平成27年度関市公共交通活性化協議会決算について

【歳入の部】

(単位：円)

	予算額	決算額	比較増減額	備考
1 補助金	654,000	654,000	0	
2 繰越金	244,172	244,172	0	前年度繰越金
3 預金利子	828	254	△574	預金利子等
歳入合計	899,000	898,426	△574	

【歳出の部】

(単位：円)

	予算額	決算額	比較増減額	備考
1 会議費	364,000	152,097	211,903	費用弁償
2 事務費	40,000	14,188	25,812	振込手数料等
3 事業費	250,000	209,872	40,128	小中学生夏休み乗車体験 (乗車券印刷、料金)
4 予備費	245,000	0	245,000	
歳出合計	899,000	376,157	522,843	

歳入 898,426 円 - 歳出 376,157 円 = 差額 522,269 円

※差額 522,269 円は、平成28年度へ繰越します。

## 会 計 監 査 報 告

平成28年6月15日に、関市公共交通活性化協議会の平成27年度歳入歳出決算について、預金通帳、証拠書類及び諸帳簿により監査したところ、適正かつ正確に執行されていることを認めましたので、関市公共交通活性化協議会規約第5条第5項の規定により報告します。

平成28年 6月22日

監 事 関市老人クラブ連合会

石 井 和 典

監 事 関市女性連絡協議会

金 城 淑 子

## 議案第3号

### 平成28年度事業計画（案）

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通ネットワーク計画の策定に関する協議を行います。

- 1 関市地域公共交通網形成計画に向けた調査事業を行います。  
（詳細は議案第5号で説明）
- 2 公共交通の利用者離れは交通渋滞、環境問題、中心市街地の活力低下などの社会問題を招いています。こうした状況は、一人ひとりの行動が「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へと転換することで解消ができるといわれています。そこで、バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に夏休みに「小・中学生関シティバスの乗車体験事業」を実施します。（7月21日～8月31日）
- 3 まちづくり市民会議から、路線バスを使った観光プランを政策提案する予定で、事業実施に向けてのアドバイス、サポートを行います。

資料 2 路線バスを使って日帰り板取観光（チラシ）

議案第4号

平成28年度関市公共交通活性化協議会予算（案）について

【歳入の部】

(単位：円)

	H28予算額	H27予算額	比較増減額	備考
1 補助金	6,382,000	654,000	5,728,000	関市補助金 国庫補助金
2 繰越金	522,269	244,172	278,097	前年度繰越金
3 預金利子	631	828	△197	預金利子等
歳入合計	6,904,900	899,000	6,005,900	

【歳出の部】

(単位：円)

	H28予算額	H27予算額	比較増減額	備考
1 会議費	364,000	364,000	0	費用弁償 資料製作
2 事務費	40,000	40,000	0	振込手数料等
3 事業費	6,255,900	250,000	6,005,900	網形成計画策定調査事業 小中学生夏休み乗車体験 (乗車券印刷、料金) まちづくり市民会議事業
4 予備費	245,000	245,000	0	
歳出合計	6,904,900	899,000	6,005,900	

## 議案第5号

### 平成28年度関市地域公共交通網形成計画策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成26年11月20日に施行され、地域公共交通網形成計画の策定ができるようになりました。

この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものです。

関市においては平成21年3月に地域公共交通連携計画（関市公共交通総合計画）を策定、平成26年3月には関市総合交通計画（更新）を策定しており、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとして、今年度、関市地域公共交通網形成計画を策定します。

#### （1）契約の内容

- ・契約の相手方 株式会社オオバ 岐阜営業所
- ・契約金額 4,989,600円（消費税込）
- ・契約期間 平成28年6月6日から平成29年3月31日

資料 3 関市地域公共交通網形成計画概要

生活交通確保維持改善計画について

【要旨】

平成23年10月からの運行を本格運行と位置付け、地域公共交通確保維持改善事業として関シティバスを運行しています。

平成28年度分(H27.10~H28.9)は、平成27年6月に「生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系)」を策定し運行しておりますが、平成29年度分以降(H28.10~H29.9)についても、本計画を推進するにあたり国庫補助金を活用すべく申請するものです。

<路線名>

- (1) 買い物循環線
- (2) 市街地病院循環線
- (3) わかくさ・小金田線
- (4) わかくさ・千疋線
- (5) 関板取線

別紙議案1 関市生活交通ネットワーク計画認定申請書(案)

資料4 関シティバス利用者集計表

## 議案第7号

### 議案第7号 関市デマンド乗合タクシーの営業所移転について

関市デマンド乗合タクシーを運行している岐阜交通株式会社の中濃交通営業所が東部営業所に統合されました。東部営業所は本運行エリアでの運行について、運行管理体制に問題がない立地状況であり、従来の中濃交通営業所を関地区の待機所として利用するため利用者に対して利便性が損なわれることもありません。また、現在共同で運行を委託している岐阜名鉄タクシー株式会社1社では、下有知、瀬尻、広見地区の運行は車両台数や運転手確保の点からも難しいため、引き続き岐阜交通株式会社に運行を委託したい。

## 関市公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

### (業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、関市企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。